



東京海上・円資産バランスファンド(3倍型) (毎月決算型)／(年1回決算型)

追加型投信／国内／資産複合

愛称：**円奏会 三重奏**

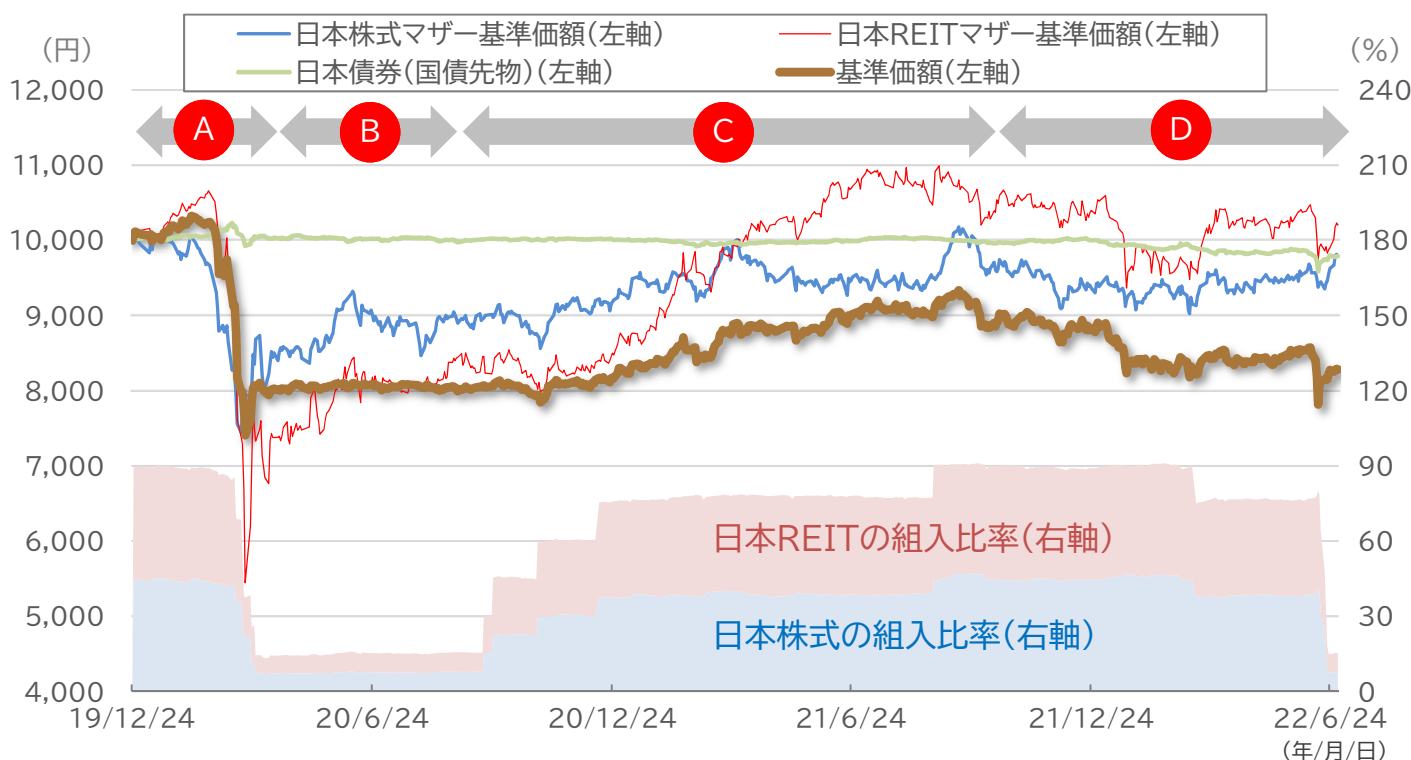
運用状況の振り返り

1. 設定来の運用状況

※図中の「A～D」の各局面について、次ページで運用状況をご説明しております。

《当ファンド、日本債券(国債先物)、各マザーファンドと日本株式・日本REITの組入比率の推移》

2019/12/24(設定日)～2022/6/30、日次



※日本債券(国債先物)および当ファンドと各マザーファンドの基準価額は、2019年12月24日＝10,000円として指数化。

※当ファンドの基準価額は毎月決算型のものであり、年1回決算型のものではありません。

※当ファンドの基準価額は信託報酬控除後のものです。なお、当ファンドは分配金実績がないため、税引前分配金再投資基準価額を表示していません。

※日本株式マザーと日本REITマザーの組入比率合計は、ファンドの純資産総額に占める比率です。

※日本株式マザー：東京海上・高配当低ボラティリティJPX日経400マザーファンド、日本REITマザー：東京海上・東証REITマザーファンド

設定来の運用状況について (局面別の運用状況については次ページをご覧ください)

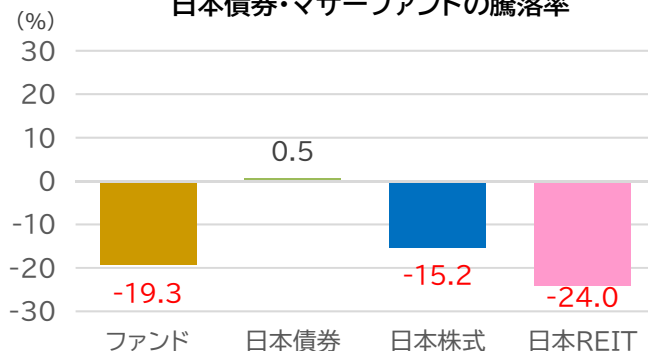
- 当ファンドの設定来の基準価額騰落率(2022年6月30日現在)は、毎月決算型が-17.2%、年1回決算型が-17.1%となりました。
- 2020年2月下旬以降の「コロナ・ショック」により、日本株式や日本REITが大きく下落したことで、当ファンドの基準価額も大きく下落しました。その後は、日本株式、日本REITが反発したことなどから当ファンドの基準価額も2021年9月にかけて緩やかながら上昇基調で推移しました。ただし、日本株式と日本REITの組入比率を引き下げていたことなどから、基準価額の上昇は小幅に留まりました。
- 以降は、世界的なインフレ懸念や米国の金融政策に対する警戒感などを背景とした米国長期金利の上昇などを受けて、日本債券(国債先物)が下落したほか、日本株式および日本REITも軟調に推移したため、2022年6月末にかけて当ファンドの基準価額は下落しました。

2. 局面別の運用状況振り返り

局面 A 2019年12月24日(設定日)～2020年3月末

- 日本債券(国債先物)は小幅に上昇したものの、日本株式や日本REITが大きく下落したことで、当ファンドの基準価額は大きく下落しました。
- 基準価額の価格変動リスクが高まったことにより、当ファンドでは2020年3月中旬から下旬にかけて日本株式・日本REIT(以下、リスク資産)の組入比率を下限(各7.5%、合計15%)並みまで引き下げました。

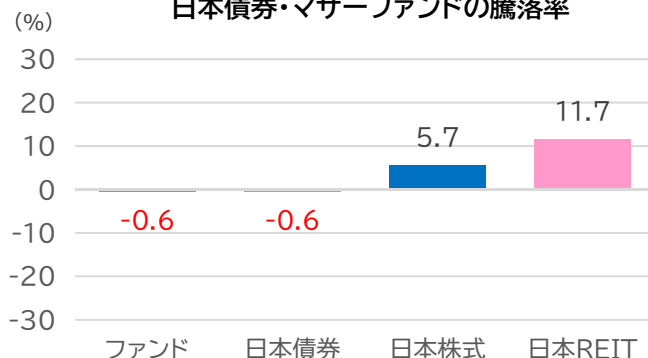
当ファンドの基準価額および
日本債券・マザーファンドの騰落率



局面 B 2020年3月末～2020年8月末

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、世界各国が金融・財政政策を通じた景気支援を続々と打ち出す中、金融市場は徐々に安定し、日本株式や日本REITは上昇しました。
- 当ファンドにおいては、日本債券が下落したことに加え、当期間においてリスク資産の組入比率を低位に維持していたことから、リスク資産の上昇による寄与は限定的となり、当期間において基準価額は0.6%下落しました。また、当ファンドの日本株式の運用戦略(高配当低ボラティリティ戦略*)のパフォーマンスが市場対比で劣後したことも、当ファンドのパフォーマンスの重石となりました。

当ファンドの基準価額および
日本債券・マザーファンドの騰落率

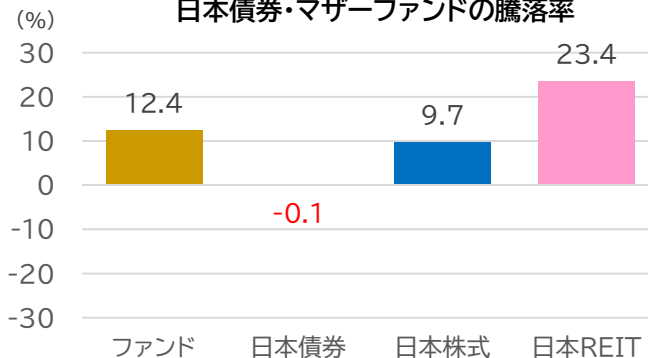


* 高配当低ボラティリティ戦略: ポートフォリオ全体の配当利回りを高める戦略と価格変動リスクを低く抑える戦略を組み合わせることで、ポートフォリオ全体の価格変動リスクをJPX日経インデックス400(JPX日経400)の価格変動リスクより低く抑えつつ、中長期的にJPX日経400と同程度のリターンをめざす運用戦略です。

局面 C 2020年8月末～2021年9月末

- ワクチン実用化への期待などを背景に景気回復期待が高まる中、日本株式と日本REITが堅調に推移したことで、当ファンドの基準価額は上昇しました。
- 市場の変動が落ち着いたことを受け、当ファンドでは2020年9月から12月にかけて複数回にわたりリスク資産比率を引き上げた後、2021年8月にもリスク資産比率を引き上げ、基本資産配分(各45%、合計90%)並みとしました。

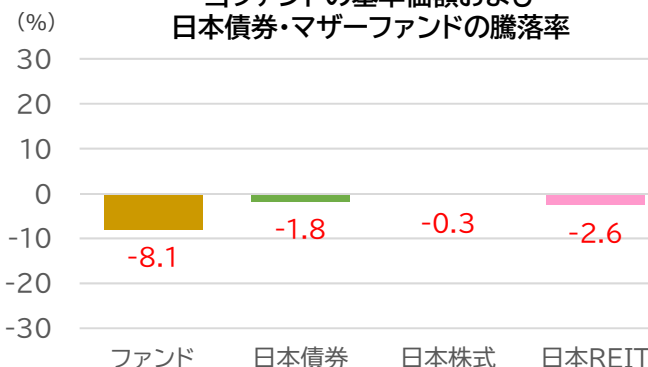
当ファンドの基準価額および
日本債券・マザーファンドの騰落率



局面 D 2021年9月末～2022年6月末

- 世界的なインフレ懸念や米国の金融政策に対する警戒感などを背景に米国長期金利が上昇したことを受けて、日本債券(国債先物)が下落したほか、日本株式および日本REITが軟調に推移したため、2022年3月上旬にかけて当ファンドの基準価額は下落しました。
- 当ファンドでは基準価額の価格変動リスクが高まったことから、3月と6月にリスク資産の組入比率を引き下げ、2022年6月末時点で各約7.5%(合計約15%)と下限並みとしました。

当ファンドの基準価額および
日本債券・マザーファンドの騰落率



※当ファンドの騰落率は基準価額(信託報酬控除後)を基に算出しています。なお、当ファンドはこれまで分配金実績がないため、基準価額ベースの騰落率を表示しています。※日本債券: 長期国債先物、日本株式マザー: 東京海上・高配当低ボラティリティJPX日経400マザーファンド、日本REITマザー: 東京海上・東証REITマザーファンド

上記は過去の実績であり、当ファンドの運用成果や組入比率等を示唆・保証するものではありません。最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご確認ください。

(ご参考) 設定来の基準価額の推移

期間: 2019/12/24(設定日)～2022/6/30、日次



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。これまで分配金実績がないため、税引前分配金再投資基準価額は表示していません。

<各マザーファンドが対象とする指数について>

「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所(以下総称して「JPXグループ」といいます。)ならびに株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」及び「日経」は、その運用およびファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

「東証REIT指数」は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、東証市場に上場するREIT全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下、JPXといいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

上記は過去の実績であり、当ファンドの運用成果や組入比率等を示唆・保証するものではありません。最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご確認ください。



主として、国内の複数の資産（債券、株式、REIT）に実質的に分散投資し、信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

- 各資産への実質的な投資にあたっては、先物取引およびマザーファンドを通じて行います。

資産	投資対象等
日本債券	日本の国債先物取引
日本株式	東京海上・高配当低ボラティリティJPX日経400マザーファンド
日本REIT	東京海上・東証REITマザーファンド

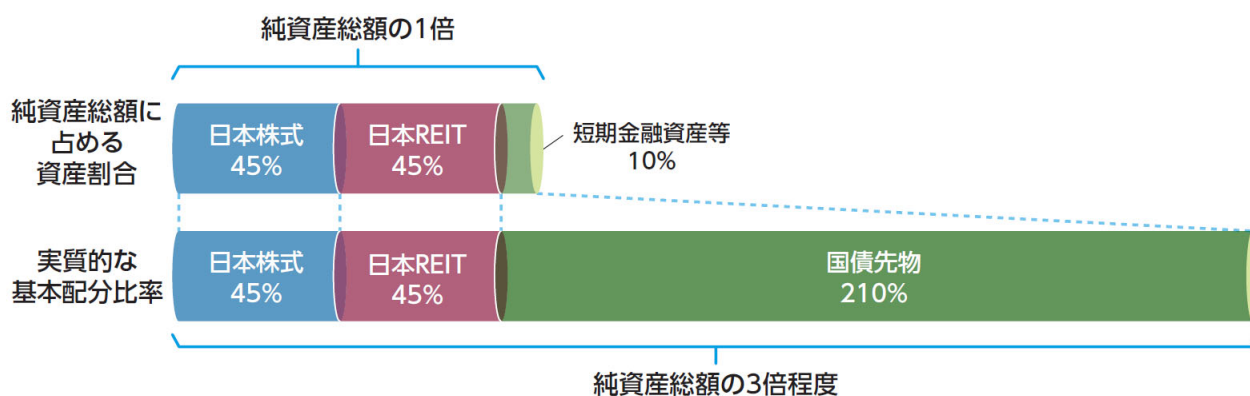


先物取引を活用し、信託財産の純資産総額の3倍程度となるように投資を行うことを基本とします。

- 日本債券・日本株式・日本REITの実質的な配分比率を70:15:15とすることを基本とします。
- 日本株式・日本REITの組入総額と、日本の国債先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、原則として信託財産の純資産総額の3倍程度となるように投資を行うことを基本とします。

先物取引活用についてのイメージ

- 先物取引を活用することで、純資産総額を上回る取引が可能となります。



※上図はイメージであり、実際のファンドの運用を示すものではありません。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※ファンドは信託財産の純資産総額の3倍程度となるように投資を行うことを基本としますが、必ずしも3倍になるとは限りません。

※短期金融資産等の一部を証拠金として国債先物を買建てます。

日本株式、日本REITへの投資にあっても、先物取引を活用する場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

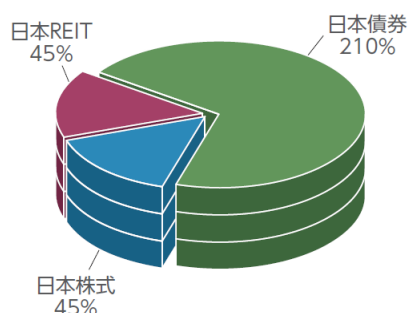


ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、株式とREITの実質的な配分比率をそれぞれ引き下げます。

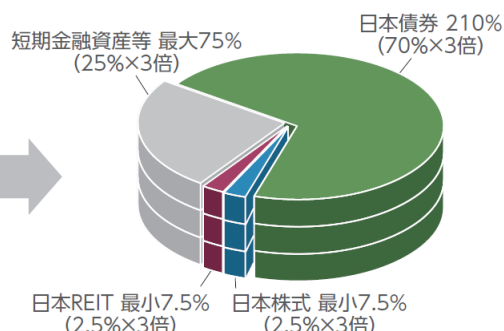
- ②を基本としますが、ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、基準価額の変動リスクを抑制することを目的として株式とREITの実質的な配分比率をそれぞれ同程度引き下げ、その引き下げた部分は短期金融資産等により運用します。

ファンドの資産配分比率のイメージ

《実質的な基本配分比率》



《基準価額の変動リスクが大きくなった場合》



※上記はイメージであり、実際のファンドの運用を示すものではありません。

※基準価額の変動リスクが大きくなった場合の配分比率については、「純資産総額の1倍」(日本株式:最小2.5%、日本REIT:最小2.5%、短期金融資産等:最大25%)を3倍しています。

※配分比率調整は、上記の比率をめざしますが、日本株式と日本REITの配分比率が同じ比率になるとは限りません。

※短期金融資産等には短期国債等を含む場合があります。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※ファンドはリスクを抑制した運用を行います。資産を大きく減らさないことを保証するものではありません。

日本株式、日本REITへの投資にあたっては、先物取引を活用する場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。 REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
先物取引の利用に伴うリスク	先物取引の価格は、対象証券の値動きや先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となります。 ファンドは、先物取引を活用して実質的に純資産総額を上回る投資を行うことから、現物有価証券に投資する場合と比べ価額変動リスクが大きくなる場合があります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。 発行企業・REITの信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドの費用

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

投資者が直接的に負担する費用（購入時・換金時）		
購入時手数料	購入価額に 3.3%（税抜3%） の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用（保有時）		
運用管理費用（信託報酬）	各ファンドの純資産総額に 年率1.3475%（税抜1.225%） を乗じて得た額	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が各ファンドから支払われます。 ・監査法人に支払う各ファンドの監査にかかる費用 各ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上します。 支払時期については、以下の通りとします。 毎月決算型：毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 年1回決算型：毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。 ※ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、REITの費用は表示していません。		
お申込みメモ		
作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。 詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。		
	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 購入（スイッチングによる申込を含みます。以下同じ。）・換金のお申込みの受付を中止すること、 およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金 申込不可日	ありません。
	信託期間	2029年12月10日まで（2019年12月24日設定）
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が各10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月決算型：毎月10日（休業日の場合は翌営業日）。 年1回決算型：12月10日（休業日の場合は翌営業日）。
	収益分配	毎月決算型：年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 年1回決算型：年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※将来の分配金およびその金額について、保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2021年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

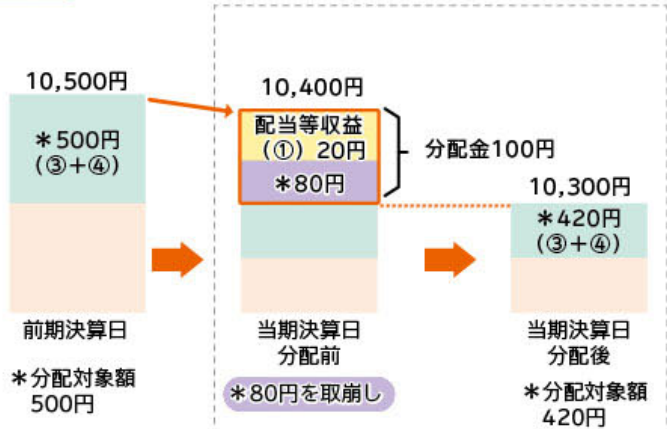
①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の 購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本	投資者の 購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

※ **元本払戻金(特別分配金)**は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また **元本払戻金(特別分配金)**部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

ファンドの関係法人

■委託会社:東京海上アセットマネジメント株式会社

▷ ファンドの運用の指図を行います。

商号等:東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

▷ 信託財産の保管・管理などを行います。

■販売会社:下記をご覧ください。

▷ 投資信託説明書(目論見書)のご提供、募集・販売の取り扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

商号等		加入協会
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第39号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社 中京銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第17号	日本証券業協会
株式会社 中国銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社 百五銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第10号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	日本証券業協会
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	日本証券業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社 福井銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第2号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<一般的な留意事項>

■当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。

■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

■投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。

■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。